

公告第393号

令和 2年 1月10日

被保険者 様

京都府農協健康保険組合
理事長 中川 泰宏

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2項の規定に基づく、当健康保険組合任意継続被保険者の令和2年度標準報酬月額は、下記のとおりになるので公告します。

記

1. 標準報酬月額 320,000円
(令和元年9月30日における平均標準報酬月額 320,006円)
2. 適用年月日 令和2年4月1日